

火災から

安全・安心を支えるしくみ

シリーズⅢ 消防リコール制度

- 平成24年4月1日から施行される消防リコール制度の概要を取りまとめたものです。
- 消防リコール制度は、検定・自主表示対象機械器具等について、その品質を確保するために、不具合品、不良品等が発生した場合に、速やかに回収や必要な措置等を製造者等に求めることにより、使用者・利用者等の安全・安心を守る制度です。
- このパンフレットは、消防リコール制度のしくみを判り易く、解説したものです。

消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として、昭和48年に制定されています。

対象となる消費生活用製品は、一般消費者の生活の用に供される製品とされていますが、船舶、消火器具等、食品、毒物・劇物、自動車・原動機付自転車などの法令で個別に安全規制が行われている製品は法令で除外されているものがあります。

■ 国による消費生活用製品の安全規則（PSCマーク制度）

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。これらの規制対象品目は、自己確認が義務づけられている特定製品とその他でさらに第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品があります。

特定製品

- ① 家庭用の圧力なべ・圧力がま
② 乗車用ヘルメット
③ 登山用ロープ
④ 石油燃焼機器

特別特定製品

- ① 乳幼児用ベッド
② 携帯用レーザー応用装置（いわゆるレーザーポインター）
③ 浴室用温水循環器（ジェットバス噴流/ス等）
④ ライター（いわゆる使い捨てライターと多目的ライター（点火棒））

■ 製品事故情報報告・公表制度

半密閉式瞬間湯沸器や家庭用シュレッダーの事故を受け、平成18年に消費生活用製品安全法が改正されました。消費生活用製品により、死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故や火災等の重大製品事故が発生した場合、事故製品の製造・輸入事業者は、国に対して事故発生を知った日から10日以内に国に報告する必要があります。また、販売・修理・設置工事事業者は、重大製品事故を知った時点で、直ちに製品の製造・輸入事業者へ報告するよう努める必要があります。

重大事故情報が報告されると、国は重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を迅速に公表することとされています。

■ 長期使用製品安全点検・表示制度

長期使用製品安全点検制度では、特定保守製品の製造・輸入事業者は製品に、設計標準使用期間（安全上支障がなく使用することができる標準的な期間）、点検期間、点検の要請を容易にするために問合せ連絡先等を表示する必要があります。

特定保守製品の所有者には、製造・輸入事業者に対して所有者情報（情報に変更があった場合は変更情報）を提供すること、事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意して、点検等の保守を行うことが求められています。

また、長期使用製品安全表示制度では、電気機器のうち、扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機（洗濯乾燥機を除く）、ブラウン管テレビの製造・輸入事業者は製品に、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示をします。

消防法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具等及び第21条の16の2に規定する自主表示対象機械器具等は、消費生活用製品の対象外とされています。

この資料は、日本消防検定協会から一般社団法人全国消防機器協会が受託しました「検定・自主表示制度等に関する情報提供業務」により、作成したものです。

一般社団法人 全国消防機器協会
消防機器等製品情報センター

〒105-0001
東京都港区虎ノ門2丁目9番16号
日本消防会館3F
TEL 03-3595-1868
FAX 03-3595-0189
http://www3.ocn.ne.jp/~zenshouk/

関係工学会	一般社団法人日本火災報知機工学会 社団法人日本消防工学会 一般社団法人日本消防検定工学会 一般社団法人日本消防ポンプ協会 一般社団法人日本消防放水器具工学会	一般社団法人全国避難設備工学会 一般社団法人日本消防ホース工学会 一般社団法人全国消防機器販売業協会 公益財団法人日本消防協会 日本消防機械工学会
-------	--	---

火災から
安全・安心を支えるしくみ



一般社団法人 全国消防機器協会
消防機器等製品情報センター



安全・安心を支えるしくみ

消防リコール制度

検定対象機械器具等に対する総務大臣の回収命令等

火災の予防等のために重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合

当該重大な支障の発生を防止するために特に必要があると認めるとき

検定対象機械器具等を販売、設置、変更、修理の請負に係る工事に使用したとき

型式適合検定の合格の決定が、不正な手段によることを理由に取り消されたとき

- ① 検定合格の表示が付されていないもの
- ② 検定に合格していないにもかかわらず、検定合格の表示を付し、又は紛らわしい表示を付したもの
- ③ 検定の効力が失効したことで型式適合検定の合格の効力が失われたもの

総務大臣



命令

- ① 検定対象機械器具等の回収
- ② その他火災の予防等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置

総務大臣の回収等の命令に違反した者
1. 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2. 両罰規定として1億円以下の罰金刑

製造・販売業者等

- ① 検定に合格していない製品や表示のない若しくは紛らわしい表示を付したものを、は失効したものを販売
- ② ①を設置・変更、修理の請負に係る工事に使用
- ③ 合格の決定が取り消されたもの

販売又は使用した者

- ① 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ② 両罰規定として100万円以下の罰金刑

FDMA 消防省消防庁

型式適合検定の合格の決定の取り消し

総務大臣



4 公示

検定機関
日本消防検定協会
(登録検定機関)

2

型式適合検定の合格の決定の取り消し

3 届出

5 通知

型式適合検定を受けた者

1

不正の手段により型式適合検定に合格

自主表示対象機械器具等に対する総務大臣の回収命令等

火災の予防等のために重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合

当該重大な支障の発生を防止するために特に必要があると認めるとき

総務大臣



命令

- ① 自主表示対象機械器具等の回収
- ② その他火災の予防等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置

総務大臣の回収等の命令に違反した者
1. 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2. 両罰規定として1億円以下の罰金刑

製造・輸入業者等

- ① 規格に適合しない製品や表示のない又は紛らわしい表示を付した自主表示対象機械器具等を販売
- ② ①を消防の用に供する機械器具又は設備を設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用

販売又は使用した者

- ① 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ② 両罰規定として100万円以下の罰金刑

FDMA 消防省消防庁